

RDA を FRBR/FRAD から見る : RDA は新たなモデルか？

谷口 祥一 (慶應義塾大学文学部)
taniguchi@z2.keio.jp

[抄録] RDA は概念モデル FRBR と FRAD に基づくことが特徴とされているが、その細部については両者がどこまで一致するのか自明ではなく、この点の検証を行った。RDA が表すモデルは、基本的に FRBR および FRAD に等しいことを確認したが、両者には異なる部分が複数あり、1) 著作と表現形との間に関連が設定されている、2) 表現形のタイトルなど、一部の属性は対応するエレメントをもたない、3) FRAD に対応する範囲は実体の細分化が適切である、4) 利用者タスクと属性・関連の対応づけが単純化されている点などを指摘した。

1 . はじめに

2010 年に完成をみた RDA (Resource Description and Access)¹⁾ は、米国等においてその採用に向けた最終段階の調整や環境整備が進められている。RDA は、主たる特徴の一つとして書誌的世界の概念モデルである FRBR²⁾ (「書誌レコードの機能要件」) と FRAD³⁾ (「典拠データの機能要件」) に基づくことが、RDA 自体において謳われている。確かに全体的な規則構成はこれらモデルに依拠したものとなっているが、その細部については両者がどこまで一致するのか自明ではない。本発表では、これら両者はどこまで一致するのか、あるいは異なる部分があるならばどのように異なるのかを検証することを目的とする。こうした検討は国内外において部分的になされているにすぎず、包括的な試みは見受けられない。国内では古川による一連の論考に該当する検討が見られる^{4),5)}。

本研究では、FRBR および FRAD という概念モデル、そのうち特に実体の属性と実体間の関連に対応する部分を RDA から抽出することによって、あるいは逆に RDA を概念モデルとして捉え抽象化することによって両者の対応関係を検証する。その際には、RDA を策定した JSC 自身による両者の対応づけを示した文書群 (FRBR to RDA mapping ; RDA to FRBR mapping; FRAD to RDA mapping; RDA to FRAD mapping)⁶⁾ を参照しつつも、発表者なりの独自の見解に基づいて検証を進める。

2 . FRBR から見た RDA

2 . 1 実体と実体間の主要な関連

RDA は、FRBR および FRAD に依拠し、第 1 グループ実体群「著作」「表現形」「表現形」「個別資料」、および第 2 グループ実体群「個人」「家族」「団体」を導入したことを明言している。なお、「家族」は、FRBR ではなく、FRAD によって追加定義された実体である。また、第

3 グループ実体群については、「概念」「物」「出来事」「場所」のすべてを導入しているが、現時点では「場所」についてのみ、具体的な規定を示している。「概念」等、主題表現に固有の実体については、規定化が先送りされている。

RDA セクション 5 では、FRBR における著作から表現形への関連「実現される (is realized through)」に対応して、エレメント (記録項目) expression of work と work expressed を設定している (図 1)。前者のエレメントは著作に配置され、著作側からこうした関連を記録する場合に用い、後者は表現形に配置され、表現形側から関連を記録する場合に用いられる。同様に、FRBR における表現形から表現形への関連「具体化される (is embodied in)」に対応して RDA エレメント manifestation of expression と expression manifested が、表現形から個別資料への関連「例示される (is exemplified by)」に対応して RDA エレメント exemplar of manifestation と manifestation exemplified が設けられている。RDA に即したモデルでは、これらが実体間の関連となる。

加えて RDA は著作と表現形との間の関連を記録するエレメント manifestation of work と work manifested を設け、かつ表現形側に記録する後者のエレメントは、必須項目に相当する「コアエレメント」とされている。この点は FRBR と RDA の大きな相違であり、古川をはじめとして、これまでに複数回の指摘がある。

セクション 6 では、第 1 グループ実体と個人・家族・団体との関連を記録するエレメントが設けられている。たとえば、著作との関連は creator と other person, family, or corporate body associated with a work を用いて記録するが、モデルではこれらが関連に位置づけられる (図 2)。同様に、表現形との関連の記録用に creator、表現形との関連には producer of an unpublished resource; distributor; manufacturer; other person, etc. associated

with a manifestation、そして個別資料との関連には owner; custodian; other person, etc. associated with an item がある。モデルではこれらが関連に位置づけられ、FRBR における関連よりも細分化されているが、全体的なモデルの構成としては同等である。

2.2 実体の属性

RDA セクション2において著作と表現形の属性を記録するためのエレメント群が設定されている。属性「著作のタイトル」に対して、エレメント title of the work; preferred title for the work; variant title for the work が、「著作の形式」に対して form of work; nature of the content が、「著作の成立日付」に対して date of work が、それぞれ対応づけられる。他方、属性「想定終期」や「著作成立の背景」等には、対応するエレメントがない。つまり、RDA に即したモデルでは、これらは著作の属性からは外れることになる。

また、表現形の属性「表現形のタイトル」に対応する RDA エレメントはない。RDA は「著作のタイトル+付加事項」によって表現形のタイトルが構成されるとしており、著作のタイトルとは異なる自立したタイトルを表現形はもたないとの立場である。この点は RDA と FRBR との主要な相違の1つである。

表現形の他の属性群も、著作の場合と同様、概ね対応する RDA エレメントをもつが、一部の属性は対応するエレメントがない。体現形、個別資料の属性についても同様の状況である。

まとめると、一部のものを除き、殆どの属性は RDA エレメントに対応づけられる。ただし、RDA エレメントは全般的に粒度が小さく、単一の FRBR 属性が複数の RDA エレメントに対応するケースが大半である。他方、RDA エレメントで FRBR 属性に対応づけられないものが一定数ある。体現形/個別資料のエレメント place of production; place of manufacture; preferred citation などがその具体例である。

2.3 実体間のその他の関連

RDA セクション8は、著作間、表現形間、体現形間、個別資料間の関連の記録を規定する。著作間の関連はエレメント related work、表現形間の関連は related expression、体現形間の関連は related manifestation、個別資料間の関連は related item に、それぞれ記録することになる。

また、それらエレメントの記録には

relationship designator (関連指示子) を用いることができ、関連のタイプを示すことになる。このタイプの区分は、FRBR ではなく FRAD に依拠しており、著作/表現形は、derivative, descriptive, whole-part, accompanying, sequential に分けられ、さらに各々が細分化されている。たとえば、derivative work は based on (work) と derivative work に分かれ、前者はさらに abridgement of (work); abstract of (work) などに、後者はそれと対になるよう abridged as (work); abstract (work) などに細分化される。体現形/個別資料の関連は、タイプ equivalent, descriptive, whole-part, accompanying に分かれ、各々がさらに細分される。このように RDA はより細かな関連の区分を設定している。

なお、RDA には上記の関連の記録に伴い、source consulted; cataloguer's note; explanation of relationship というエレメントを設けている。これらは実体間の関連そのものではなく、それに付随するものであり、またモデリングにおいて実体間の関連自体には属性を認めないとするならば、図3のモデリングBのようなモデルとなろう。そこでは、関連に対応づけた related work を改めて実体として定義し、先のエレメントはその実体の属性に位置づけるモデルとなる。

3. FRAD から見た RDA

FRAD は、FRBR が定義した実体群に加えて、新たな実体「名称(name)」「識別子(identifier)」「統制形アクセスポイント(controlled access point)」「規則群(rules)」および「機関(agency)」を導入し定義している。FRBR の実体(個人等、著作等、概念等)は、実体「名称」との間に関連「知られている(has appellation)」を、実体「識別子」との間に関連「付与される(is assigned)」をもち、次にこれら2つの実体は実体「統制形アクセスポイント」との間に関連「基礎となる(is based for)」をもつモデルとされている。そして、実体「規則群」および「機関」はこの「統制形アクセスポイント」とそれぞれ関連をもつ。

こうしたモデルは、RDA にもそのまま当てはめることができる。ただし、RDA に即したモデリングを図ると、実体を細分化することがより適切である。FRBR 実体群のうち、著作/表現形、個人等に対象を限定(体現形/個別資料、概念等を除外)したときには、図4のモデルとすることができる。著作/表現形は、実体

「タイトル」と関連 title of the work 等を、実体「識別子」と関連 identifier for the work 等をもつ。また、個人等は実体「名称」と関連 name of the person 等を、実体「識別子」と関連 identifier for the person 等をもつ構図となる。なお、これら関連群は、FRBR でのモデリングでは実体「著作」等の属性に位置づけられるが、FRAD による観点からは関連に相当するとした。さらに、FRAD には見られない、著作等から実体「アクセスポイント」への関連を含めてモデリングを行うことができる。

あるいは、RDA にさらに密着させたモデリングでは、図5のように「タイトル」を「優先形タイトル(preferred title)」と「異形タイトル(variant title)」に分け、それぞれに関連づけられるアクセスポイントを「典拠形アクセスポイント(authorized access point)」と「異形アクセスポイント(variant access point)」としたモデリングも可能である。このときには、同時に実体間の関連も先のモデルからは変更される。同じく、「名称」も「優先形名称」と「異形名称」に分けられ、それぞれにアクセスポイントが関連づけられる。

最後に、RDA に即した、もう1つ異なるモデルを図6に示す。RDA の複数のセクションに出現するエレメント source と cataloguer's note は、FRAD による観点からすれば、著作等の実体やタイトル等の実体のいずれかの属性あるいは関連とするよりも、新たな実体「記述(description)」を設け、その属性と見なすことがより適切であり、その構図をモデル化した。

4 . 利用者タスク

FRBR による利用者タスク「発見(find)」、「識別(identify)」、「選択(select)」、「入手(obtain)」、FRAD による利用者タスク「発見」、「識別」、「明確化(contextualize)」、「文書化(justify)」を踏まえて、RDA はタスク a) 著作から個別資料までの「発見」、「識別」、「選択」、「入手」、b) 個人等の「発見」、「識別」、c) 実体間の関連の「理解(understand)」、d) 名称間の関連の「理解」、e) タイトル/名称の採用理由の「理解」を定義している。上記の c) から e) は、FRAD における「明確化」、「文書化」に代わって導入されたタスクであり、利用者のうち、特にエンドユーザ側からの一貫したタスク設定としている。

次に、こうしたタスクと RDA エレメントとの対応づけ、すなわち個々のエレメントはいずれのタスク達成に必要なのかという判定であるが、FRBR と FRAD に見られるこうした対

応づけおよび重要度評価とは異なり、大きな括りで行われている。たとえば、RDA セクション1 (体现形 / 個別資料の属性の記録) の 1 章は「全般的ガイドライン」とされており、ここで扱われているエレメント (タイトル、責任表示など) は全体として体现形 / 個別資料の「発見」から「入手」までに対応するとしている。さらに、2 章はタイトルや責任表示等の扱いの詳細を規定しているが、これらは体现形 / 個別資料の「発見」に対応するとされている。

加えて指摘しておくべきことは、FRBR に見られる、体现形の一部の属性 (タイトル、責任表示など) が著作や表現形にかかわる利用者タスクの達成に必要なとの対応づけの構図は破棄され、体现形のエレメントは体现形に関わるタスク達成のみに必要といった構図に変更されている点である。これは FRBR が抱える解釈の困難さの解消との点で重要な変更と考える。

引用文献

- 1) The Joint Steering Committee for Development of RDA. *RDA: Resource Description and Access*. Chicago, American Library Association, 2011.
- 2) IFLA Study Group on the Functional Requirements for Bibliographic Records. *Functional Requirements for Bibliographic Records. Final Report*. K.G. Saur, 1998, 136p. <http://www.ifla.org/en/publications/functional-requirements-for-bibliographic-records>, (参照 2012-03-20) [和中幹雄ほか訳 『書誌レコードの機能要件』日本図書館協会, 2004.]
- 3) IFLA Working Group on Functional Requirements and Numbering of Authority Records. *Functional Requirements for Authority Data: a Conceptual Model. Final Report*. K.G. Saur, 2009, 101p.
- 4) 古川肇 「書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則の成立 : RDA の完成」『資料組織化研究-e』No.59, 2010.12. p.13-32, (参照 2012-03-20)
- 5) 古川肇 「RDA の評価」『資料組織化研究-e』No.60, 2011.3. p.1-9. , (参照 2012-03-20)
- 6) The Joint Steering Committee for Development of RDA. *FRBR to RDA mapping (5JSC/RDA/FRBR to RDA mapping/Rev)*, 1 July 2009. <http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-frbrdamappingrev.pdf>, (参照 2012-03-20)
RDA to FRBR mapping (5JSC/RDA/RDA to FRBR mapping/Rev/3), 1 July 2009. <http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-rdafrbrmappingrev3.pdf>, (参照 2012-03-20)
FRAD to RDA mapping (5JSC/RDA/FRAD to RDA mapping/Rev), 1 July 2009. <http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-fradrdamappingrev.pdf>, (参照 2012-03-20)
RDA to FRAD mapping (5JSC/RDA/RDA to FRAD mapping/Rev/2), 1 July 2009. <http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-rdafradmapping>

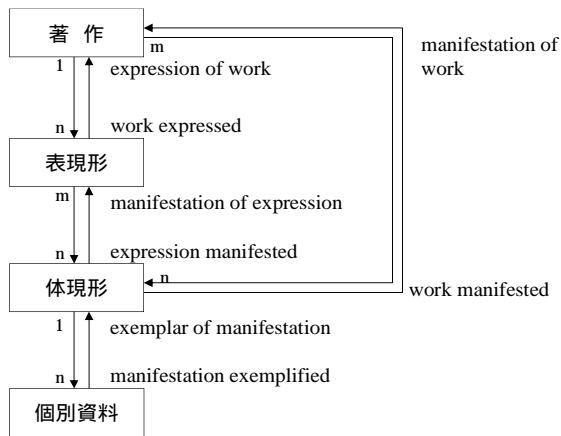


図1 第1グループ実体間の関連

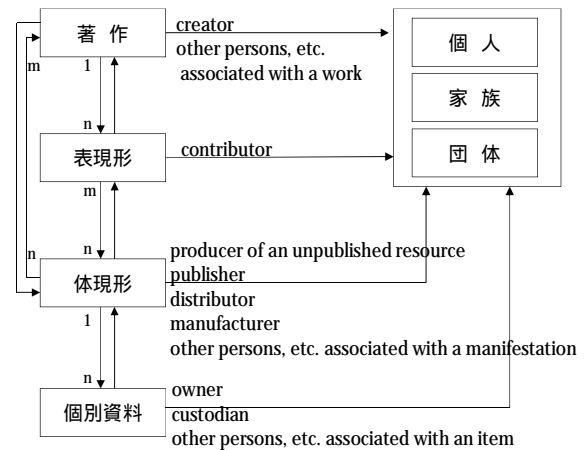
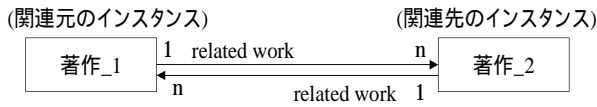
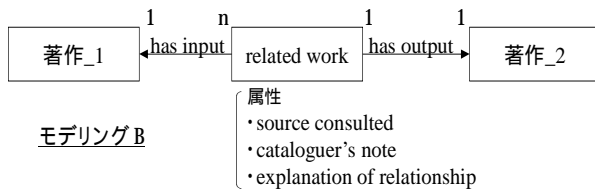


図2 第1グループ実体と第2グループ実体との関連



モデリングA



モデリングB

図3 著作間の関連

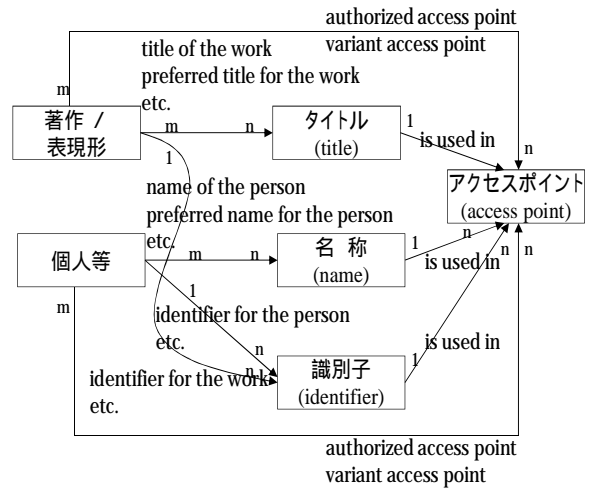


図4 FRAD に対応する範囲のモデリング

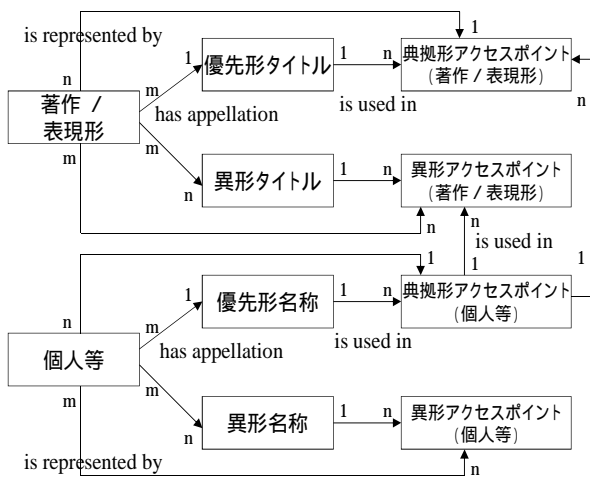


図5 FRAD に対応する範囲のモデリング (その2)

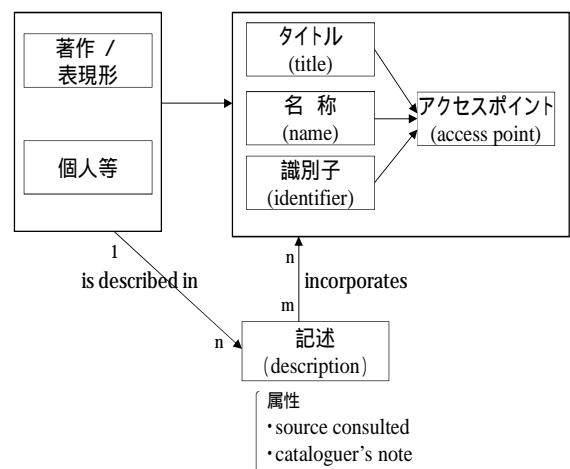


図6 実体「記述」を導入したモデリング